規

正 会 \mathcal{O} 議 則を 員 そ \mathcal{O} 他 非 公 常 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 公務災 害補償等 に 関 す る条例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部

元 年十 月 +_ 日

改

する

規

こここに

布

す

る

埼 玉 県 知 大 野 元 裕

玉 県規則 第 十 七

部を改正する規 議会の議員その 他 非常 勤 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 公 務災害補 償 等 に 関 す る条 例 施 行 規 則 \mathcal{O}

十三年埼玉 議 会 \mathcal{O} 議員そ 一県規 \mathcal{O} 則第六号 他非常 勤 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 部 員 を \mathcal{O} 次 公 0 務 よう 災害 1補償等 に改正する に 関 す る 条 例 施行 規 則 (昭 和 兀

第二十 条の 次に次 0 条を加 え る。

(平成三十一 年四月 日前 に 支給すべ き事 由 が 生じ た 補 償等 \mathcal{O} 例

第二十九条 げ る 補償及び る額を控 ところによ て同じ。 償基礎額とする場合に限る。 (条例第五条第三号の規定に 福祉 除 平成三十 事業 及 ŋ て得た 支給され び第三号に掲げ (以下この 一年四月 額 るべ (その 項に 一日前 き 以 ょ る額を第二号に掲げる 補償等の 額が零を下 9 下 お に支給 . の V) 7 実施 「補償 額 項 ~機関が んにお は、 す 回る場合に × (等」と き事 第 11 知 _ て 同 号に 事 由 は、 Ü 額 V が と協議 う。) に加えた額とする 掲げる額から第二号に 生じた 零とす $\overline{}$ を 条例 基礎として算定 \mathcal{O} て 別に る。 うち、 \mathcal{O} 定める 第三号に 規定に 補償 額を 基 ょ 掲 す る お

- に 平 り支給され 成三十一年 ·四 月 る ベ き 日 額 以 後に お け る補 償基礎額を基礎とし て算定するところ
- 平 支給され 成三十一 るべ 年 匹 き 月 であ __ 日 前 9 た に 額 お け る 補 償 基 礎 額 を基 礎 とし て 算定するところ
- 三 が支給され 第 一号に掲げ るべ き る 額 で あ カコ 5 0 前号に た日を基準 掲げ とし る 額 を控除 て 知事 が定める率を乗じて得た て得た額に、 同号に掲げ る 額
- 2 実施機関 前 項に が定 定めるも める \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 同 項 の規定に よる支給 \mathcal{O} 実施 \mathcal{O} ため に 必要な事 項 は

い」を加 式第二号の え、 注意事 「行わない」 項 2 中 を 「行使しない」 権利は、 _ \mathcal{O} 次 に に 改 \emptyset 1 れを行使す Ø (1 \wedge ž S 14 \mathcal{N}

則

年

月 \mathcal{O} 則 日 カュ は 5 施 公 行 布 す \mathcal{O} る 日 カュ 6 施行す る。 ただ 様 式第二号 \mathcal{O} 改正規定は 令